

2. 手当等のこと

ひとり親になって、
生活費や医療費などの負担が多くなりました。
なにか補助を受けることができますか。



手当や医療費助成など、いろいろな補助を受けることができます。自分に利用できるのではないかなと思うものや、もっとくわしく知りたいというものがありましたら、窓口で相談してみてください。それでは、詳しく見ていきましょう！

(1) 児童手当



中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。

◆対象となる児童

15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前)の間にある日本国内に居住する児童

※国外に留学している児童も対象となる場合があります。

◆支給額(R6年10月支給分まで)

手当月額

年齢区分		所得制限限度額未満	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満	所得上限限度額以上
3歳未満		15,000円	5,000円(一律)	支給なし
3歳以上	第1・2子	10,000円		
小学校修了前	第3子以降	15,000円		
中学校		10,000円		

◆所得制限限度額

所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、扶養親族等1人増す毎に38万円加算。

◆児童手当月額(R6年12月支給分から)

年齢区分		手当月額
3歳未満	第1・2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～ 高校生年代	第1・2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※所得上限・制限は廃止され、一律支給となります。

◆支給期日

令和6年(2024年)6月、10月、12月、令和7年(2025年)2月(、4月)

◆申請(利用)方法

児童の出生日または前住所の市町村の転出予定日等の翌日から15日以内に所定の手続が必要となります。

手続が遅れた場合、手当を受給できない期間が生じることがあります。

◆相談窓口(連絡先)

市役所、町役場

(2) 児童扶養手当



18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)がいるひとり親家庭の父または母などに支給される手当です。

◆対 象 次のいずれかの状態にある児童を養育している父または母あるいは養育者に支給されます。

- 1 父母が離婚した児童
- 2 父または母が死亡、または生死不明である児童
- 3 父または母が重度の障害を有する児童
- 4 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 5 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 婚姻によらないで生まれた児童



◆支給制限

支給要件に該当しても、次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- 1 請求者および同居の家族の方の前年所得が一定額(P9 所得制限限度額表)以上あるとき
- 2 児童が児童福祉施設に入所したとき(母子生活支援施設を除く)
- 3 請求者および児童が公的年金を受けることができるとき
- 4 児童が父または母に支給される公的年金の額の加算対象となっていたとき
- 5 里親に委託されたとき
- 6 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者を含む)に養育されている、もしくは生計を同じくしているとき

※ 3、4に該当する場合でも、公的年金額が手当額より低いときは、差額を支給される場合があります。

手当月額

令和6年(2024年)4月から適用

	全部支給	一部支給
児童1人	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人	10,750円加算	10,740円～5,380円加算
児童3人以降	6,450円加算	6,440円～3,230円加算

令和6年(2024年)11月から適用

	全部支給	一部支給
児童1人	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人以降	10,750円加算	10,740円～5,380円加算

◆支給期月 令和6年(2024年)5月、7月、9月、11月、令和7年(2025年)1月、3月

◆所得に関連した支給制限

手当を受けている人の前年の所得(課税台帳上の所得に前年、児童を養育している父または母、あるいは児童が児童の母または父から受け取った養育費の8割を合算した額)が下記の限度額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

所得制限限度額表

平成30年(2018年)8月から適用

扶養家族の数	本人		扶養義務者および 配偶者孤児等の養育者
	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円ずつ追加	以下380,000円ずつ追加	以下380,000円ずつ追加

所得制限限度額表

令和6年(2024年)11月から適用

扶養家族の数	本人		扶養義務者および 配偶者孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円ずつ追加	以下380,000円ずつ追加	以下380,000円ずつ追加

※所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合、上記の額に次の額を加算した額になります。

1 本人の場合は

- ・同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)または老人扶養親族1人につき10万円
- ・特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円

2 扶養義務者、配偶者および孤児等の養育者の場合は

- ・老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族がいないときは、当該扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

●支給期間等に関連した支給制限

児童の父または母に対する手当は、支給開始月から5年、または支給要件に該当した月から7年を経過したときは、手当額が一部支給停止(2分の1の減額)になることがあります。(ただし、認定請求をした日に3歳未満の児童を監護している場合は、児童が3歳に達した月から5年を経過したときから)

対象者には、該当月の2か月前までに通知が届きますので、必要な書類を期限までに提出すれば手当の一部支給停止にはなりません。

●自立努力義務に関連した支給制限

児童の父または母は、自ら進んで自立を図り、家庭生活の向上に努めなければなりません。

そのため、正当な理由なく求職活動や自立を図るための活動をしない場合には、手当の全部または一部が支給されない場合があります。

◆受付窓口 市役所、町役場

(3) 特別児童扶養手当



身体や精神に中度以上の障害を有する児童(20歳未満)の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給されます。支給に際し審査があります。既に児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等で、中度以上の障害を有する20歳未満の子どもを養育している場合も、特別児童扶養手当が支給されます。

◆支給制限

受給者の所得が一定額以上ある場合や障害のある児童に公的年金が受けられる場合、児童が児童福祉施設等に入所している場合などには支給されません。

◆支給期月 4月、8月、11月(年3回)

手当		令和6年(2024年)4月から適用
1級該当児童1人につき		55,350円
2級該当児童1人につき		36,860円

所得限度額			平成14年(2002年)8月から適用
扶養親族の数	受給者	配偶者・扶養義務者	
0人	4,596,000円	6,287,000円	
1人	4,976,000円	6,536,000円	
2人	5,356,000円	6,749,000円	
3人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算	



※所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算した額になります。

1 本人の場合は、

- ・同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)または老人扶養親族1人につき10万円
- ・特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき25万円

2 配偶者および扶養義務者の場合は、

- ・老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族がいないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

◆受付窓口 市役所、町役場

(4) ひとり親家庭等医療費助成



母子家庭の母、父子家庭の父および児童等が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を、県と市町が助成します。

◆助成対象

母子家庭の母、父子家庭の父と養育する児童、父母のいない児童で所得が一定の基準(児童扶養手当の所得限度額と同じ)を超えない世帯。

- 児童…18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者
- 母子家庭の母、父子家庭の父…20歳未満の児童を養育している者

※お住まいの市町によっては、ひとり暮らしの寡婦の方も助成が受けられる場合や、自己負担金の全額が助成される場合もあります。詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

◆受付窓口 市役所、町役場

(5) 小児慢性特定疾病医療費助成



長期間の療養を必要とし、医療費が高額となる疾病(小児慢性特定疾病)にかかる医療費の自己負担金の一部を助成する制度です。

◆助成対象

厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及びその疾病の状態の程度に該当する18歳未満の児童

※満18歳に達する日の前に助成の支給認定を受けている場合は、満20歳の誕生日の前日まで助成が受けられます。

◆対象疾病

788疾病(令和6年3月31日現在):悪性新生物、慢性心疾患、内分泌疾患、先天性代謝異常、神経・筋疾患 等

◆受付窓口 県保健福祉事務所

(6) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金



ひとり親家庭および寡婦の生活安定と、その児童の福祉を増進するために、各種資金貸付をおこなっています。

◆貸付を受けられる方

- ・母子家庭の母・・・20歳未満の児童を扶養している方
 - ・父子家庭の父・・・20歳未満の児童を扶養している方
 - ・寡婦……………かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方
 - ・40歳以上の配偶者のいない女子(母子家庭の母及び寡婦を除く。)
- ※一部の資金については児童本人

◆連帯保証人 連帯保証人を原則必要とします。

また、★印の資金については、児童が貸付を受ける場合は親等を連帯保証人に、親が貸付を受ける場合は児童を連帯借受人としていただくことになります。

◆償還方法 償還期間内に原則として月賦で償還していただきます。

◆貸付申請

自己資金等で用意ができない分を必要最小限度お貸しする制度になりますので、申請にあたっては収支状況や他制度の利用状況等を詳しくお伺いします。お子さんに対する資金については、就学意欲や将来の返済意志の確認のため、必ず一度以上の同席が必要です。また、資金の種類によっては振込日に応じて申請書の提出期間を定めている場合があります。詳しいことについては、受付窓口にご相談ください。

◆受付窓口 県保健福祉事務所、市福祉事務所

貸付金の種類 修学資金・就学支度資金など12種類 令和6年(2024年)4月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	内 容	貸付限度額
事業開始資金	母、父 寡婦	事業を始めるのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,470,000円
事業継続資金	母、父 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	1,740,000円
修学資金 ★	児童	高等学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に修学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	月額 27,000円から 183,000円
就学支度資金 ★	児童	小中学校、高校、大学、大学院等及び修業施設への入学・入所に要する資金	64,300円から 590,000円
技能習得資金	母、父 寡婦	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能や資格を得るために必要な交通費、授業料、材料費等の資金	月額 68,000円 特別 816,000円 運転免許 460,000円
修業資金 ★	児童	児童が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 運転免許 460,000円
就職支度資金 ★	母、父 寡婦 児童	就職するために直接必要な被服、履物、通勤用自動車等の購入資金	105,000円 自動車購入 340,000円
医療介護資金	母、父 寡婦 児童	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内)を受けるために必要な自己資金、通院のための交通費及び医師が必要と認めた保険給付のサービスのための資金	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円
生活資金	母、父 寡婦	技能習得中、医療介護を受けている期間、ひとり親家庭となって7年未満、又は離職した日の翌日から1年以内の生活費補給資金および養育費確保のための裁判費用に係る資金	知識技能習得中の貸付 月額 141,000円
			医療、介護中の貸付の場合 月額 108,000円
			失業中の貸付の場合 月額 108,000円
			生活安定のための貸付の場合 月額 108,000円
		児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者に対する資金	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内
住宅資金	母、父 寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	1,500,000円 災害等のとき 2,000,000円
転宅資金	母、父 寡婦	住居を移転するときに、敷金等の賃借に必要な資金及び特に必要と認められる運送費に充てる資金	260,000円
結婚資金	児童	児童の婚姻に際し必要な資金	320,000円

※貸付資金毎に、貸付要件及び貸付上限額等を定めています。詳しくは、受付窓口にお問い合わせください。

(7) 遺族基礎年金



国民年金(厚生年金、各種共済組合を含む)に加入していた人が亡くなったとき、その人によって生計を支えられていた配偶者で、子と生計を同一にしている人、または、死亡した人の子に支給されます。

※上記の子は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(障害児は20歳未満)

◆支給要件

次のいずれかに該当するとき、その人の配偶者または子に支給されます。

- 1 加入中の人が死亡したとき
- 2 60歳以上65歳未満で、国民年金に加入したことがあり、日本国内に住所がある人が死亡したとき
- 3 老齢基礎年金を受けているか、受けられる人が死亡したとき

注) 1、2は、死亡した日の属する月の前々月までに、加入期間のうち保険料納付済期間(免除期間含む)が2/3以上あること。または、故人の死亡日が令和8年(2026年)4月1日より前にある場合に死亡した方が65歳未満であれば死亡した日の属する月の前々月までの1年間は保険料未納期間がないこと。

年金額 子どものいる配偶者に支給する場合(令和5年(2023年)度の金額)

子の数	年金額		
	基本額	子の加算	合計
1人のとき	795,000円	228,700円	1,023,700円(月額 85,308円)
2人のとき	795,000円	457,400円	1,252,400円(月額 104,366円)
3人のとき	795,000円	533,600円	1,328,600円(月額 110,716円)

※子どもが4人以上いる場合は、子どもが3人いる配偶者の額に1人について74,600円(月額6,216円)が加算されます。

◆受付窓口 市役所、町役場または年金事務所

(8) 遺族厚生(共済)年金



勤め先で厚生年金保険、各種共済組合に加入していた人が亡くなったとき、その人によって生計を支えられていた子のある配偶者や子などの遺族に、遺族基礎年金に上乗せして支給されます。ただし、遺族が、子のない妻、子のない55歳以上の夫、父母または祖父母などの場合には遺族厚生年金だけが支給されます。

◆支給要件 次のいずれかに該当するとき、その遺族に支給されます。

1. 加入中の人が死亡したとき
2. 厚生年金、各種共済組合に加入していた人が、退職後に在職中の病気やけががもとで初診日から5年以内に死亡したとき
3. 障害厚生年金(1級、2級)を受けている人が死亡したとき
4. 老齢厚生年金(退職共済年金)を受けているか、受けられる人が死亡したとき

注1) 1、2は死亡した日の属する月の前々月までに、加入期間のうち保険料納付済期間(免除期間含む)が2/3以上あること。または、死亡した日の属する月の前々月までの1年間は保険料未納期間がないこと。

注2) 子、孫は結婚していたら支給されません。また、受給後に妻が再婚したり、子や孫が結婚や他から扶養をうけるようになった場合は支給されません。

注3) 4は、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

◆問い合わせ先 年金事務所、共済組合



(9) 生活保護



◎生活保護とは

病気やケガで働けない、ひとり親家庭になったがすぐには働けないなど、いろいろな事情により真に生活に困った国民に対し、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的としています。

具体的には、厚生労働大臣が定めた基準により、その世帯の最低生活費を算出し、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低生活維持のために活用することを要件として、それでもなおかつ生活に困窮する場合に、その不足額を支給するというものです。

◆8種類の扶助に分かれています 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助
医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

◆問い合わせ先 県保健福祉事務所、市福祉事務所・町役場